いじめ防止対策基本方針

関市立旭ヶ丘小学校 令和6年4月1日改定

1 はじめに

現在いじめ問題が陰湿化、悪質化してきている。平成25年9月28日には「いじめ防止対策推進法」が施行された。この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為(インターネットでの行為を含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

私たち旭ヶ丘小学校職員はいじめを絶対に許さない。いじめについては逃げ道をつくらないように解決するまで指導を継続していく。旭ヶ丘小学校の児童は素直で優しい子たちばかりだが、いじめはいつでもどこでも起こりうる可能性がある。私たちは子どもたちの様子を高く広いアンテナで常に捉えていく必要がある。

2 めざす子どもの姿

<旭ヶ丘小学校の教育目標>

「心豊かでたくましい旭の子」(わかるまで学ぶ子・なかまを思いやる子・体をきたえる子)

- ・相手の気持ちを考えた言動ができる子
- ・互いの違いを認め合える子
- どんな相手であっても正しくないことはストップをかけることができる子
- ・下の学年に優しく接することができる高学年の子

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 旭小かがやき宣言の具体化

あかるいきもちでキラキラあいさつ

さわやかなかよしにこにこ笑顔

ひとつずつルールを守ってワクワク生活

執行委員会を中心に、毎月、かがやき宣言に向けた取り組みを具体化して、全校に働きかけていく。

(2) いじめ0宣言

「私たちはいじめを絶対にしない、させない、見のがさない」を大切に児童会中心に取り組みを工夫していく。

- (3) 学年・学級に合わせた目標の取り組み
 - ・学年や学級でその時々に必要と感じていることを目標に掲げて、より生活が高まるような取り組みをしていく。よさを子どもの姿で具体的に示し、認めていくことで、児童の自己肯定感を高めて

いく。また、委員会の活動とも関連付け、子どもたち自身の手で高まっていく実感をもたせ、自己 有用感を味わわせるようにしていく。

・学年や学級に合わせた目標の取組を通して規範意識を身に付けていく。正しいことをきちんと行うことが気持ちのよいことだということを実感させる。

(4) 規範意識を全校に広める

- ・学校のルール「旭ヶ丘小のきまり」を大切にし、徹底を図る。
- ・職員室に入る時などのマナーについて徹底を図る。
- ・いじめ・差別に関することは、絶対に見逃さない、許さないという強い意志を全員がもてるように 積極的に働きかけていく。
- ・学級・学年の実態に合わせ、いじめの具体例をあげながら、児童に客観的にいじめの実態を見つめ させたり、どう対応していったらよいかを考えさせたりする。学校生活の中でよくある場面を例に 出し、「こういうこともいじめにつながる。」ということを理解させ、善悪の判断が自分でできるよ うにしていく。

4 いじめの早期発見・早期対応

- (1) いじめに関するアンケート等による情報収集
 - ・授業中や休み時間の様子、日記等から、児童の実態をつかむ。
 - ・5~3月(8月を除く)に「にこにこアンケート」、5、10月に「心のアンケート(3~6年生)」 や、年間2回の教育相談週間での全児童との面談を通して、悩み事やいじめにつながる事実の早期 発見及び、仲間や教師との関係、生活学習についての満足度の把握に努める。そして、各種のアン ケートや問題行動調査の結果を全職員で共有し、必要に応じて、「いじめ・不登校未然防止対策委 員会」で対策を検討する。
 - ・帰りの会でのよさ見つけ(にこにこちょきんカード)等を活用し、肯定的な評価を積極的に取り入れ、一人一人の行動を意味付け、価値付け、方向付け、自己肯定感の育成を図る。
 - ・毎月25日を「さわやかなかよしにこにこ笑顔の日」を「いじめ0の日」とし、各学級のよさを放送し、いじめ0の意識を継続。
 - ・毎週木曜日の放課後に職員打ち合わせを行い、その中で児童の交流を位置付けている。全校全体 に関わることや、学級の問題について報告し、支援が必要な児童に対して全職員が共通理解を図る とともに、同一歩調で支援していく。

(2) 教育相談の充実

・校内に相談できる環境を整え、スクールカウンセラーやマイサポーターを効果的に活用し、児童・ 保護者が気軽に相談できるようにする。

- ・必要に応じて保護者と懇談をもつ。保護者の思いを聞きながら、伝えるべきことは伝えて、同一歩 調で指導にあたる。
- ・学校外の相談窓口(県、まなびセンター、適応指導教室など)の周知徹底を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、 一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校 内研修(情報モラルを含む)を充実する。
- ・ケース会議で「いつまでに」「誰が」「何を」「どのようにするのか」という出口を明確にして、共通 理解を図り指導にあたる。

(4) その他

- ・情報モラル教室等を開催し、外部から専門家を招いて、携帯やスマホによるいじめ、いじめにつながる危険性について児童に考えさせる。インターネットやSNSの誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。
- ・学級懇談会や個人懇談などを通して、児童の行動などについて話題として、普段の生活に目を向け 地域社会全体で見守る姿勢を構築する。
- ・いじめなどの生徒指導上の問題を学校だけで抱え込まず、教育委員会や警察、子ども相談センター、 民生児童委員、学校運営協議会委員等とのネットワークを大切に情報連携と行動連携を行い、問題の 解決と未然防止を図るように努める。

5 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ発生時の初期対応

【組織対応】

・「いじめ未然防止対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた(疑いがある)児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、市教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを 受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者と連携して指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚する

とともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に 努める。

・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ該当児童を見守りながら、心のケアまで十分 配慮した事後の対応に留意し、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

〔対応順序〕

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の確実な把握(複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら十分聞き取る)
- ④ いじめを受けた側の児童のケア (必要に応じて外部専門家に力を借りる)
- ⑤ いじめた側の児童への指導(背景についても十分踏まえた上で指導する)
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼
- ⑦ 関係機関との連携(市教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携)
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援(保護者との連携や3か月間を目安とし、いじめの行為が止んでいる場合解消したとみなす)
- (2)「重大事態」と判断された時の対応
 - ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間 (30日以上)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、国、岐阜県、関市の基本方針及び、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により対応する。

〔主な対応〕

- ・市教育委員会へ「第一報」を報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、市教育委員会の指導の下、事実関係を明確に するための調査を行い、その調査結果について、市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受け た児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察に通報し、適切な 援助を求める。
- (3) いじめ未然防止対策委員会の設置
 - ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査 を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止対策委員会」を設置する。

※委員 校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭 スクールカウンセラー ※特別委員 学校運営協議員 (PTA会長を含む) 必要に応じて弁護士、精神科医、学識経験者、スクールソーシャルワーカー等 人権擁護委員、(特別委員の出席については、学校長が要請する)

6 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取 組 内 容	備考
4	・職員研修会の実施(「方針」、前年度のいじめの実態と対応等) ・Webページ等による「方針」等の発信 ・PTA総会で「方針」説明(保護者向けネットいじめを含む) ・校内いじめ調査(毎月実施・4・8月を除く)	「方針」の確 認
5	・にこにこアンケート(記名式)の実施(8月を除く毎月実施) ・心のアンケート(記名式)の実施(3~6年生) ・生徒指導交流会(いじめ未然防止・対策)	連休中の指導
6	・マイサポーターの確認 ・教育相談の実施(教育相談週間)	
7	・教職員取組評価(学校評価)アンケート(対策等の見直し) ・職員会(夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り) ・生徒指導交流会(いじめ未然防止・対策について)	県いじめ調査
8 9	・職員研修会(教育相談研修会) ・校内「いじめ未然防止対策委員会」の実施(1学期の取組の評価) ・にこにこアンケート ・命の大切さについての話	夏季休業中の 指導
10	・心のアンケート(記名式)の実施(3~6年生)	
11	・全校集会「ひびきあいの日」に向けた取組(全校でのいじめ防止対策の取組) ・教育相談の実施(教育相談週間)	
12	・マイサポーターの確認 ・教職員の取組評価(学校評価)アンケート(次年度に向けて) ・児童生活アンケート(記名選択式)の実施	冬季休業中の指導 県いじめ調査
1	・職員会(冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り) ・教職員による次年度の取組計画	
2	・児童会の取組のまとめ ・「いじめ未然防止対策委員会」の実施(本年度のまとめ及び来年度の計画立案) ・学校運営協議員等で、取組の報告	
3	・学校だより等による次年度の取組等の説明	県いじめ調査 次年度への引継

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠さず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において、次の点を加味し、取組を評価し改善を図る。
 - ① いじめ防止の取組の実施状況
 - ② いじめ防止等のための取組に係る到達目標を設定し、学校評価において目標達成状況

8 個人情報の取り扱い

・いじめに関するアンケート用紙については、当該児童が卒業するまで保存する。また、いじめの聴取の結果を記録した文書及び、調査報告については、保存期間を5年とする。